

ヘ 届出月の前月中に製造した指定石油製品
ト であつて潤滑油等の製造のための原料として
て使用したものの中うち製造した潤滑油等の
数量に相当する原料として使用したもの
数量及び当該潤滑油等の製造工程において
副生された指定石油製品で指定石油製品の
製造のための原料として使用したもの
数量に相当する原料として使用したもの
数量

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品
のうち石油化学製品（アンモニアを含む。
以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下
「石油化学製品製造業者」という。）に対し
て石油化学製品の製造のための原料として
販売したナフサ、灯油及び軽油の数量か
ら、当該石油化学製品の製造工程において
副生された指定石油製品の数量に相当する
原料として使用されたナフサ、灯油及び輕
油の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品
であつて石油化学製品の製造のための原料
として使用したナフサ、灯油及び軽油のう
ち製造した石油化学製品の数量に相当する
原料として使用したものの数量並びに当該
石油化学製品の製造工程において副生され
た指定石油製品で指定石油製品の製造のた
めの原料として使用したものの数量に相当
する原料として使用したものの数量

リ 指定石油製品以外の物品の製造工程にお
いて届出月の前月中に副生された指定石油
製品の数量（潤滑油等又は石油化学製品の
製造工程において副生された指定石油製品
の数量（石油化学製品の製造工程において
副生された指定石油製品の数量について
は、当該石油化学製品の製造のための原料
として使用した原油（租税特別措置法（昭
和三十二年法律第二十六号）第九十条の四
第一項第一号及び第二号に掲げるものに限
る。）、ナフサ、灯油及び軽油の数量に相当
するものの数量に限る。）を除く。）
特定の石油精製業者から継続的に購入した
指定石油製品のうち当該石油精製業者が製造
したもの（以下「特定生産製品」という。）
を届出月の前月中に販売したものの数量に、
特定生産製品のうち指定石油製品及び脱硫用
水素等以外の物品の製造のための原料として
届出月の前月中に使用した指定石油製品の数

量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された指定石油製品の数量を控除した数量。以下「特定生産使用量」という。）を加算した数量（以下「特定生産販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除了した数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ロ 特定生産販売等量のうち輸出量と輸出を目的として販売した指定石油製品の数量とを合計した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除了した数量

二 特定生産販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除了した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除了した数量

ヘ 特定生産販売等量のうち石油精製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油精製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除了した数量

ト 特定生産販売等量のうち購入された指定石油製品を原料として製造された指定石油製品の数量

三 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第二条に掲げる指定石油製品との数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の

製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合には、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別での数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

二 特定輸入販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に対しても販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料以外のために使用した数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

ロ 潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量

二 石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に販売した数量

三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油
ガスのうち輸出した数量
四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有
しなければならない石油ガスの数量を合計し
た数量
五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学会製品
の原料として使用された石油ガスの数量
六 第三号から前号までに掲げるもののほか、
石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直
前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量そ
の他の第一号及び第二号に掲げる数量から控
除することが適當と認められる石油ガスの
数量

(石油ガスの保有の方法)

第二十四条 法第十一条第一項の規定による石油
ガスの保有は、次の各号に掲げる場所において
しなければならないものとする。

一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百
四号）第五条第一項の製造の許可に係る事
業所

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一
号）第二条第十三項に規定するガス工作物
三 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十
号）第二条第一項第十八号に規定する電気工
作物

四 本邦内の船舶
五 貨車
(取引関係)

第二十五条 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送
その他の事業の全部又は一部を共同して行う取
引関係にある二以上の石油ガス輸入業者（法第
十一条第二項において準用する法第八条第二項
の規定による確認を受けているものを除く。）
は同項の確認を受けることができるものとす
る。（準用等）

第二十六条 第十三条、第十四条、第十六条、第
十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油
ガス輸入業者に準用する。この場合において
ガスの見出し、第十四条及び第十九条中
「石油基準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準
備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」と
あるのは「法第十一條第二項において準用する
法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第
八条第一項」とあるのは「法第十一條第二項に
おいて準用する法第八条第一項」と、同条第二
項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第三

項、第十八条並びに第十九条第一号中「石油精
製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」
と、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十
八条第一項中「法第八条第二項」とあるのは
「法第十一條第二項において準用する法第八条
第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本
文」とあるのは「法第十一條第一項本文」と
同条第一号中「法第三十五条第二項第一号」とあ
るは「第三十五条第二項第二号」と、「平均
石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有
量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有
量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第
二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、
「法第六条第一項」とあるのは「法第十一條第
一項」と読み替えるものとする。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等

第二十六条の二 法第十三条第一項の経済産業省
令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域	第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第三地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第五地域	富山県 石川県 岐阜県 愛知県	第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第七地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第八地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県	第九地域	沖縄県
第十地域				第三地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第四地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第五地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第七地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第八地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県	第九地域	沖縄県		
第九地域				第四地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第五地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第六地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第七地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第八地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第九地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県	第十地域	沖縄県		
第八地域				第五地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第六地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第七地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第八地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第九地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第十地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県	第九地域	沖縄県		
第七地域				第六地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第七地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第八地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第九地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第十地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県		
第六地域				第七地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第八地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第九地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第十地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県		
第五地域				第八地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第九地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第十地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府		
第四地域				第九地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第十地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第五地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県		
第三地域				第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第三地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第五地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第七地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第八地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県
第二地域				第二地域	北海道	第三地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第五地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第七地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第八地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県	第九地域	沖縄県
第一地域				第一地域	北海道	第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第三地域	茨城県 山形県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	第四地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府	第五地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県	第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県	第七地域	福岡県 香川県 愛媛県 高知県	第八地域	徳島県 佐賀県 長崎県 熊本県

第二十六条の四 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七号の二による届出書を提出してしなければならない。

第二十六条の四 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七号の二による届出書を提出してしなければならない。

第二十六条の七 法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は二十トンとする。

第二十六条の七 法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は二十トンとする。

第二十六条の八 法第十四条第一項の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同一の指定期間に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七号の四による届出書を提出してしなければならない。

(特定石油ガス輸入業者等の要件等)

式第二十一の十又は様式第二十二の十一による報告書の提出を命ずるものとする。

がなくなつたと認めるときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

(生産予定量等の報告) 第三十四条の四 石油業者

第三十四条の四 石油業者（石油販売業者（特定石油販売業者を除く。）を除く。）は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間ににおいて、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる事項について、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる様式の報告書を提出しなければならない。											
（生産予定量等の報告）											
式第二十二条の十又は様式第二十二条の十一による報告書の提出を命ずるものとする。											
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	で	日	火	翌	曜	週		
毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日から土曜日（前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。）までの石油輸入実績	毎週日曜日から土曜日までの製油所原油処理・生産・受入・払出量	七	六	五	四	三	二	十二の十	十二の十一
毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日から土曜日までの製油所原油処理・生産・受入・払出量	毎週日曜日から土曜日までの石油輸出実績	七	六	五	四	三	二	十二の十	十二の十一
毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日から土曜日までの製油所原油処理・生産・受入・払出量	毎週日曜日から土曜日までの石油輸出実績	七	六	五	四	三	二	十二の十	十二の十一
毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況	毎週土曜日から土曜日までの製油所原油処理・生産・受入・払出量	毎週日曜日から土曜日までの石油輸出実績	七	六	五	四	三	二	十二の十	十二の十一

石油販売業者を除く。) を除く。) は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間ににおいて、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる事項について、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる様式の報告書を提出しなければならない。

入輸油石は又者業売販油石定特			
状況	石油ガス船舶輸送	毎週土曜日の原油・	石油ガス船積計画
毎週土曜日	の原油・	毎週土曜日の原油・	石油需給予定量
当該月以降三月間の	在庫量	等石油製品・半製品	毎週土曜日の油槽所
で日火翌 ま曜週	じてお表こ以以六かたわが告てあ月すのたわが告項第(ま六前 内)は 同いにの下。日ら日れ行示、つにる属日れ行示の一条で日月		
三十二の十二 様式第二	二十二の十二 様式第二		九十二の十二 様式第二

毎週土曜日の油槽貯
等石油製品・半製品
在庫量
当該月以降三月間の
石油需給予定量

のたわが告項第 <small>ヘマ六前</small>	品所
属日れ行示の一条で日月	

九十二の <small>ト</small>	様式第 <small>ハ</small>
九十二の <small>ト</small>	様式第 <small>ハ</small>

者業	毎週日曜 までの実績	毎週日曜 までの実績	毎週土曜 までの実績	毎週土曜 までの実績
在庫量 等石油製 毎週土曜	在庫量 等石油製 毎週土曜	在庫量 等石油製 毎週土曜	在庫量 等石油製 毎週土曜	在庫量 等石油製 毎週土曜

日から土曜	の石油輸入
日の油槽所	日の製油所

「四条の五 石油業者又は石油販売業者が組成する団体であつて経済産業大臣が指定するものは供給を確保するため特に必要があると認められた場合に準用する。この場合において、「石油業者」とあるのは、「石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するもの」と、「第一項の規定に基づく」であるのは、「前条第二項の規定に基づく」と読むものとする。

的な供給を確保するため特に必要があると認めるとときは、石油業者に通知して、第一項の規定に基づく報告よりも詳細な報告をさせることができる。

前項の規定は、前条第二項の規定による告示をした場合に準用する。この場合において、「石油業者」とあるのは「石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するもの」と、「第一項の規定に基づく」とあるのは「前条第一項の規定に基づく」と読み替えるものとする。

(変更報告)

第七章 雜則

第三十四条の五 石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものは、第三十四条の三又は前条の規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、速やかに、変更に係る事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

(生産量等の届出)

第三十五条 法第三十六条の規定による指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量の届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

法第三十六条の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者等にあつては第一号に掲げる事項、特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、石油ガス輸入業者にあつては第三号に掲げる事項とする。

一 届出月の前月の、十五日及び末日（以下「測定日」という）における石油（石油ガス）を除く。（以下この項において同じ。）保有量及び平均石油保有量（各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。）その他の備蓄状況に関する事項

二 届出月の前月の測定日における石油ガス保有量及び平均石油ガス保有量（各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油ガス保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。）その他の備蓄状況に関する事項

三 届出月の前月の測定日における石油ガス保有量及び平均石油ガス保有量（各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油ガス保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。）その他の備蓄状況に関する事項

の方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいふ。）により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代え

六 第十八条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書
七 第二十七条第一項の申請書
八 第二十八条の申請書
九 第二十九条の届出書
十 第三十条の届出書
十一 第三十二条第一項の届出書及び同条第三

出をしようとする特定石油販売業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び石油販売量等実績届出様式に記録すべき事項 法第五条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする石油輸入業者 経済産業大臣

六	第十八条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書
七	第二十七条第一項の申請書
八	第二十八条の申請書
九	第二十九条の届出書
十	第三十条の届出書
十一	第三十二条第一項の届出書及び同条第三項の添付書類（同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。）
十二	第三十二条第四項の届出書
十三	第三十二条第五項の届出書
十四	第三十三条第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類
十五	第三十三条第五項の届出書
十六	第三十三条第六項の届出書
十七	第三十四条第一項の届出書
十八	第三十四条第三項の届出書
十九	第三十四条第四項の届出書
二十	第三十六条第一項の届出書
二十一	第三十九条の届出書
二十二	第四十一条第一項において読み替えて準用される第三十九条の届出書
二十三	第四十一条第二項において読み替えて準用される第三十九条の届出書
二十四	前項の電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機との間で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録されるものとする。
二十五	（電子情報処理組織による手続の特例）
二	第四十八条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行ふときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行ふ者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。
二	法第五条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油基準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者（経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準備蓄量及び指定する電子計算機から入力しなければならない。）
三	法第五条第一項及び法第三十六条の規定による経済産業大臣への石油基準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者（経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられた石油基準備蓄量等の届出書）
四	法第五条第一項及び法第三十六条の規定による絏済産業大臣への石油基準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者（経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられた石油基準備蓄量等の届出書）
五	法第五条第一項及び法第三十六条の規定による絏済産業大臣への石油基準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者（経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられた石油基準備蓄量等の届出書）
二	（電磁的記録媒体による手続）
二	第四十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の提出又は次項で定める電磁的方法をもつて行うことができる。
一	第九条第三項の申請書及び第二十二条第三項の申請書
二	第十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書
三	第十四条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書
四	第十六条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申出書
五	第十七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書
二	（電磁的記録媒体による手続の特例）
二	第四十八条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行ふときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行ふ者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。
二	法第五条第一項及び法第三十六条の規定による絏済産業大臣への石油基準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者（経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられた石油基準備蓄量等の届出書）
二	法第五条第一項及び法第三十六条の規定による絏済産業大臣への石油基準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者（経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられた石油基準備蓄量等の届出書）

等の者等が、經濟産業大臣の使用に係る電子計算機による記録すべき事項

十一 法第三十六条の規定による經濟産業大臣への備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十二 法第三十二条第一項の規定により經濟産業大臣に必要な情報の報告をしようとする石油ガス輸入業者、經濟産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 昭和五十一年度における石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十一年六月三十日」とする。

附 則 (昭和五二年二月一〇日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年二月一日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年二月一四日通商産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月二九日通商産業省令第三八号) 拝
(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 昭和五十六年度における石油ガスに係る石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十六年九月三十日」とする。

昭和五十五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定に関する第十九条の六の規定の適用について

ては、同条第二号を「二 昭和五十四年における各石油ガス輸入業者の石油ガスの輸入量に三百六十五分の五を乗じて得た数量を合計した数」とする。

第一条 (施行期日)

省令は、公布の日から施行する

附 則（平成二十三年一二月二一日経済産業省令第二二九号）
この省令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附 則（平成二

四年四月一四日經濟產業

この省令は、平成十四年四月二十六日から施

「数い
行する。
附 則
(平成一五年二月三日経済産業省)

この省令は、行政手続等における情報通信の
令第九号

技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則（平成一五年三月一九日經濟產業省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

省令第四〇号)
二の省令は、石油公団法及び金属鉱業事業團

法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年四月一日）か

はい
に定めた規定期間の日付（金月一三五四月一日）を
施行する。

附則（平成十五年三月三一日締添函）
省令第四二号

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年三月二六日経済産業
省令第三六八号）

省令第三六号

る。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省
令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日經濟產業省令第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十

産業附則（平成十九年二月二八日経済産業省）による。

(業省令第七八号)
二の省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月六日経済産業省
令第五二号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及

び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年一〇月三一日經濟產業省令第八二号）

この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項」の下に「特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項」を加える部分及び「第一号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

いう。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することがで

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

例題1
「本居宣長、吉田兼好、源氏物語、浮城物語、源氏物語、浮城物語」
→「本居宣長 浮城物語」
本居宣長 浮城物語

附則（平成二八年三月二三日経済産業

省令第二七号)

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年一二月四日経済産業

省令第八六号

この省令は、公布の日から施行する。

第附一號

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日經濟產業省令）

第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正

する法律の施行の日（令和元年七月一日）から

施行する。

附則（令和元年二月三日經濟產業省令第四九號）

省令第四九号

手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続

等における情報通信の技術の利用に関する法律

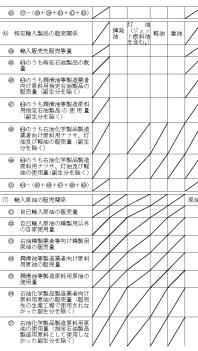
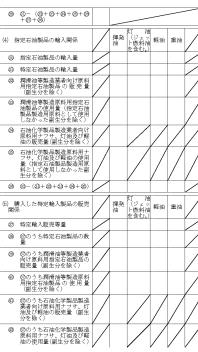
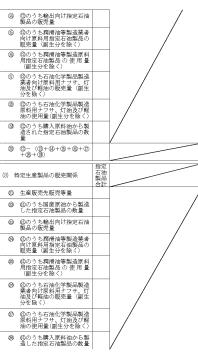
等の一部を改正する法律の施行の日から施行す

る。

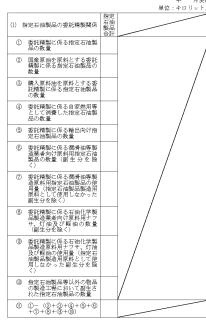
附 則（令和二年二月二八日經濟產業省令第九二号）

施行期日　この省令は、公布の日から施行する。
第一條　この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」と



第2类 石油沥青量测定及2%苯酚溶液量



問	選択肢	備考
5. 選択した小人像の主な特徴	① おしゃれで清楚な顔立ち	斜線
	② 小さな目と大きな耳	
	③ 丸い顎と大きな胸元	
	④ 小さな目と大きな胸元	
	⑤ 小さな目と大きな胸元	
	⑥ 小さな目と大きな胸元	
	⑦ 小さな目と大きな胸元	
	⑧ 小さな目と大きな胸元	
	⑨ 小さな目と大きな胸元	
	⑩ 小さな目と大きな胸元	
6. おしゃれで清楚な顔立ち	① おしゃれで清楚な顔立ち	斜線
	② おしゃれで清楚な顔立ち	
	③ おしゃれで清楚な顔立ち	
	④ おしゃれで清楚な顔立ち	
	⑤ おしゃれで清楚な顔立ち	
	⑥ おしゃれで清楚な顔立ち	
	⑦ おしゃれで清楚な顔立ち	
	⑧ おしゃれで清楚な顔立ち	
	⑨ おしゃれで清楚な顔立ち	
	⑩ おしゃれで清楚な顔立ち	
7. 小さな目と大きな耳	① 小さな目と大きな耳	斜線
	② 小さな目と大きな耳	
	③ 小さな目と大きな耳	
	④ 小さな目と大きな耳	
	⑤ 小さな目と大きな耳	
	⑥ 小さな目と大きな耳	
	⑦ 小さな目と大きな耳	
	⑧ 小さな目と大きな耳	
	⑨ 小さな目と大きな耳	
	⑩ 小さな目と大きな耳	
8. 丸い顎と大きな胸元	① 丸い顎と大きな胸元	斜線
	② 丸い顎と大きな胸元	
	③ 丸い顎と大きな胸元	
	④ 丸い顎と大きな胸元	
	⑤ 丸い顎と大きな胸元	
	⑥ 丸い顎と大きな胸元	
	⑦ 丸い顎と大きな胸元	
	⑧ 丸い顎と大きな胸元	
	⑨ 丸い顎と大きな胸元	
	⑩ 丸い顎と大きな胸元	
9. 小さな目と大きな胸元	① 小さな目と大きな胸元	斜線
	② 小さな目と大きな胸元	
	③ 小さな目と大きな胸元	
	④ 小さな目と大きな胸元	
	⑤ 小さな目と大きな胸元	
	⑥ 小さな目と大きな胸元	
	⑦ 小さな目と大きな胸元	
	⑧ 小さな目と大きな胸元	
	⑨ 小さな目と大きな胸元	
	⑩ 小さな目と大きな胸元	
10. 小さな目と大きな胸元	① 小さな目と大きな胸元	斜線
	② 小さな目と大きな胸元	
	③ 小さな目と大きな胸元	
	④ 小さな目と大きな胸元	
	⑤ 小さな目と大きな胸元	
	⑥ 小さな目と大きな胸元	
	⑦ 小さな目と大きな胸元	
	⑧ 小さな目と大きな胸元	
	⑨ 小さな目と大きな胸元	
	⑩ 小さな目と大きな胸元	

第3章 中国农村社会的流动与变迁

序号	项目名称	评价标准
①	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
②	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
③	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
④	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑤	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑥	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑦	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑧	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑨	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑩	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑪	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害
⑫	保育员能识别并预防婴幼儿常见疾病及意外伤害	能识别并能预防婴幼儿常见疾病及意外伤害

④ 基本構造の変更点	既存構造との比較
⑤ 運用部の構造の変更点	既存構造との比較
⑥ 既存構造と運用部の構造の比較 點数：70	既存構造との比較
⑦ 既存構造と運用部の構造の比較 点数：70	既存構造との比較
⑧ ①～⑦、⑨～⑪、⑬～⑯の構造	既存構造との比較
⑩ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較
⑪ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較
⑫ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較
⑬ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較
⑭ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較
⑮ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較
⑯ 各構造の構成要素と比較	既存構造との比較

石炭・薪木等の輸入量		石炭・薪木等の輸入量	
年	月	年	月
平成 11 年	1 月	平成 11 年	1 月
石炭	量	石炭	量
① 石炭の輸入量	石炭	① 石炭の輸入量	石炭
② 石炭の輸入額	石炭	② 石炭の輸入額	石炭
③ 石炭の輸入量と白百合の食事	石炭	③ 石炭の輸入量と白百合の食事	石炭
④ 石炭の輸入量と製造材料の輸入	石炭	④ 石炭の輸入量と製造材料の輸入	石炭
⑤ 石炭の輸入量と農業用機械料金	石炭	⑤ 石炭の輸入量と農業用機械料金	石炭
⑥ 石炭の輸入量と農業用機械料金	石炭	⑥ 石炭の輸入量と農業用機械料金	石炭
⑦ ①～⑤の合計	石炭	⑦ ①～⑤の合計	石炭
薪木等	量	薪木等	量
⑧ 薪木等の輸入量	薪木等	⑧ 薪木等の輸入量	薪木等
⑨ 薪木等の輸入額	薪木等	⑨ 薪木等の輸入額	薪木等
⑩ 薪木等の輸入量と白百合の食事	薪木等	⑩ 薪木等の輸入量と白百合の食事	薪木等
⑪ 薪木等の輸入量と製造材料の輸入	薪木等	⑪ 薪木等の輸入量と製造材料の輸入	薪木等
⑫ 薬品の輸入量と薪木等にかかる料金	薪木等	⑫ 薬品の輸入量と薪木等にかかる料金	薪木等
⑬ 高速道路料金	薪木等	⑬ 高速道路料金	薪木等
備考 1 ①～⑤の合計は、日本農業振興公庫などです。 ②～⑯の合計は、(財)日本農業振興公庫等(いわゆる農業共済組合)等で支払った料金等を指す。			

模式第7 (第18集第6) 〈甲子年庚午月己未日、壬午月庚午日、乙卯月庚午日、丁卯月乙卯日〉

強烈の申出の取下げ届出書

上記の書類に記載する個人情報を記載する書類と同一の個人情報を記載する書類	個人情報を記載する書類

備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
2 検査方法：測定値（測定値±1%）で算出結果を四捨五入する。

2 代使者は、第16条(第56条において準用する場合を含む。)に規定する申出書に記載した代使者とすること。

例 買替時に連絡のつく営業担当者等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、営業電話等の部署番号も記載すること。
例 会員登録用URL等が複数ある場合、会員登録担当者と営業担当者の連絡を行なう場合は、会員登録用の相談窓口名及び電話番号を本規約欄に記載すること。
3 項目ごとに複数の営業担当者の連絡に関する事項
(1) 全体割引額に対する割り振り

問 通常は農業生産のための肥料や農薬を施す場合に、それを土壌に多く残す傾向があることを何と表現するか。
答 土壌汚染
② 地下水汚染の原因と対策

(地表水汚染) ① 地下水に対する農業薬剤の大粒物が小さな粒物に合併して地表石鹼汚染物質が地下水へ移行する事例
② 地下水質汚染の対策次第等について具体的な議論交換を行う事例

・名古屋市地下鉄沿線における農業薬剤が土壌環境によって具体的に地下水汚染へ影響する事例

問 既往に地盤整備事業で地盤改良を行ったときに土壌汚染が発生する事例を挙げよう。

様式第9（第27条関係）

□	被扶養者（ ）一	□
備考 1 用印の大字は、日本漢字表記A4とする。 2 「被扶養者」について定義しません。この様式の例により 内規にて被扶養者と定義して、書類に記入せよ。		

様式第9（被扶養者）（平成26年4月1日以後のもの）
監理申請者の履歴書

氏名	（被扶養者）	被扶養者（ ）一
性別	男	生年月日 年月日（西暦）
年齢	内	歳
性別	男	生年月日 年月日（西暦）
年齢	内	歳
上記のとおり被扶養者と認めん。		
年月日	監理申請者	年月日

備考 1 用印の大字は、日本漢字表記A4とする。
2 「被扶養者」とは、監理申請者（以下、「監理申請者」といふ。）の配偶者又は、監理申請者を扶養する親類等である。
3 「監理」には、石油輸入業（以下「監理業者」といふ。）が監督する被扶養者の事業等に対する監視等を意味する。
4 「監理申請者」は、監理申請者（以下「監理申請者」といふ。）の監理業者等について監視する者である。
5 「監理」には、監理申請者について監視すること。

様式第10（第27条、第36条関係）

様式第10（被扶養者）（平成26年4月1日以後のもの）
監理申請者の履歴書

年月日

被扶養者大口用
備考 1 用印の大字は、その代表者の氏名。 2 用印の欄に記載して下さい。
3 石油の運搬・貯蔵等に関する法律（以下「石油法」といふ。）第1条第1項第1号に規定する供給者は、石油の運搬・貯蔵等に関する法律（以下「石油法」といふ。）第1条第1項第1号に規定する供給者と同一の者である。
備考 1 用印の大字は、日本漢字表記A4とする。
2 個人である場合は、「当社及び石油の運搬の事業等に関する 監理申請者（以下「監理申請者」といふ。）」の監理業者等に対する監視等を意味する。
3 石油の運搬・貯蔵等に関する法律（以下「石油法」といふ。）第1条第1項第1号に規定する供給者は、石油法第1条第1項第1号に規定する供給者と同一の者である。

様式第11（第28条関係）

様式第11（被扶養者）（平成26年4月1日以後のもの）
石油輸入業者登録申請書

年月日

被扶養者大口用
備考 1 用印の大字は、日本漢字表記A4とする。 2 用印の欄に記載して下さい。
3 被扶養者の欄に、沿革登録欄（登録1号文書を除く）に記載する事項を記載すること。

株式会社(本店名)	(支店を含む) 店名	郵便番号	電話番号
石油製葉葉上田出張所			
年 月 日			
経営者(社長) 氏名			
出張者 姓 名 (法人によっては、代表者(社長) 氏名) 性 別			
在庫調整を実施したので、石油貯蔵の確保等に関する法律第36条第3項第1項の規定により下記のとおり報告する。			
在庫の日付		在庫の内容	
発送、販売のタチは、日本貿易協会Aとする。			

2 「営業所」、「タンクローリー」について記載されないとまは、この様式の例により作成した審査に記載して、第5表の次に添付すること。

3 某の営業所ごとの貯蔵施設の効率化及び所在地を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。

5 「設備の効率に関する事項」の欄1、営業所の所在地を変更する場合

設置の区分に関する事項	
-------------	--

様式第18（第33条関係）

様式第19（第33条関係）

様式第20（第34条関係）

株式会社(本店名) (〒)郵便番号(郵便局名) (電話番号) (代表者名) (代表者性別)	
石炭ガス導入実験室の担当部署	
年 月 日	
新規営業大臣 様	
担当者 名前	性別 〔男〕〔女〕 〔法人〕〔個人〕 〔代理人〕〔本人〕
石炭ガス導入を次のとおり行ひたいので、石炭の燃焼の適性等に関する 専門知識を有する方の意見を、お聞きします。	
1. 燃焼の適性等に関する知識 (複数回答可) 電話番号 () -	
2. 石炭ガスの燃焼に関する知識及び 操作法 (複数回答可)	
3. 燃焼装置に対する知識	
提出期限は令和元年6月30日	
掲載: 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞などにとどめます。	

様式第21（第34条関係）

様式第22（第34条関係）

種別第22(施設休業日) (有効期間:07年、半期、年度、休業日数中、次年度初日) から選択する 一選択式	
石油ガス輸入業者登記証	
年 月 日	
経営休業大田 開	
出 司 会 員、社員、 法人代表者(会社名)、代表取締役(会社名)	
石油ガス導入業者として、石油の販売・輸送等に関する法律(昭和30年法律第14号)に 依り、申請する登記証を3種の様式に依り提出します。	
登記年月日	登記年月日
備考: 月給の大きさは、日本通貨選択式 A 4 こです。	

様式第22の2（第34条の3関係）

様式第22の3（第34条の3関係）

3-序章(物語編)、4-→安政元年中、5-→今後(感想編)。
6-→安政五年夏秋(が)二代實家は幕府の公私御用所上(て)、生糸御用貢は只其の内で消耗
され、[御用所]に口を詰められ、[御用所]はもぐらひ、[御用所]と御用所へと

様式表第 2 の 3 (第34条の3関係) 第1表 (FH-1004-01) 油脂・石蠣類(1)~(4)									
石油製品貯蔵施設等の危険度及び処理場所別石蠣類等(実績)									
企業名 所在地 電話番号 郵便番号 被対象月日									
	(単位:kL)								
①油槽・土壇量									
石油製品貯蔵施設等の危険度及び処理場所別石蠣類等(実績)									
(単位:kL)									
②輸入量									
石油製品貯蔵施設等の危険度及び処理場所別石蠣類等(実績)									
(単位:kL)									
③輸出量									
石油製品貯蔵施設等の危険度及び処理場所別石蠣類等(実績)									
(単位:kL)									
④在庫量									
石油製品貯蔵施設等の危険度及び処理場所別石蠣類等(実績)									
(単位:kL)									

様式第22の3(第34条の3関係)・第2表(第24回通常令・通常令・令元通常令1・一部会社)
石油機器基準箇目製油所及び油槽所等石油充満量等(見込)

会員名	石川県教育委員会の教職員のための情報システム(教職)									
会員登録番号										
電話番号	076-441-XXXX									
郵便番号	921-8501									
①登録用紙										
項目		項目		登録用紙の登録内容 ※複数登録の場合は複数登録用紙						
事務所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
支所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
支所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
(横置き: 1枚)										
②輸入用紙										
項目		項目		項目						
事務所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
支所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
支所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
(横置き: 1枚)										
③検索用紙										
項目		項目		項目						
事務所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
支所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
支所名	東京支所	新潟支所	福井支所	長野支所	岐阜支所	愛知支所	三重支所	滋賀支所	京都支所	大阪支所
(横置き: 1枚)										

様式第 22 の 4 (第34条の3関係)・第4表 (平成24年令・通知、令天正令合1・一部改正)

様式第22の4(第34条の3関係)・第5表(平成6年6月・追加、令和元年6月1日改正)

様式第22の6（第34条の3関係）

地名	地名之所在之里、町、村、庄、街、段、段落	地名之所在之里、町、村、庄、街、段、段落	地名之所在之里、町、村、庄、街、段、段落	地名之所在之里、町、村、庄、街、段、段落	地名之所在之里、町、村、庄、街、段、段落	地名之所在之里、町、村、庄、街、段、段落
姓名	姓氏	姓氏	姓氏	姓氏	姓氏	姓氏
	名	名	名	名	名	名
	字	字	字	字	字	字
	號	號	號	號	號	號
	母姓	母姓	母姓	母姓	母姓	母姓
	父姓	父姓	父姓	父姓	父姓	父姓
	母名	母名	母名	母名	母名	母名
	父名	父名	父名	父名	父名	父名
	母年	母年	母年	母年	母年	母年
	父年	父年	父年	父年	父年	父年
	母月	母月	母月	母月	母月	母月
	父月	父月	父月	父月	父月	父月
	母日	母日	母日	母日	母日	母日
	父日	父日	父日	父日	父日	父日

様式第22の7（第34条の3関係）

様式第22の8（第34条の3関係）

様式第22の9（第34条の3関係）

被代理人(姓名) (被代理人之关系) : 田中洋子	
被代理人之电话:	
被代理人之地址:	
被代理人之邮局:	
被代理人之国籍:	
被代理人之出生年月日:	
被代理人之性别:	
被代理人之血型:	
被代理人之职业:	
被代理人之宗教:	
被代理人之民族:	
被代理人之婚姻状况:	
被代理人之教育程度:	
被代理人之工作经历:	
被代理人之家庭成员:	
被代理人之健康状况:	
被代理人之经济状况:	
被代理人之社会关系:	
被代理人之其他情况:	
被代理人之签名:	
代理人(姓名) : 田中洋子	
代理人之电话:	
代理人之地址:	
代理人之邮局:	
代理人之国籍:	
代理人之出生年月日:	
代理人之性别:	
代理人之血型:	
代理人之职业:	
代理人之宗教:	
代理人之民族:	
代理人之婚姻状况:	
代理人之教育程度:	
代理人之工作经历:	
代理人之家庭成员:	
代理人之健康状况:	
代理人之经济状况:	
代理人之社会关系:	
代理人之其他情况:	
代理人之签名:	
填表日期	月 日

様式第22の11（第34条の3関係）

様式第22の12（第34条の4関係）

様式第22の13（第34条の4関係）

様式第22の14（第34条の4関係）

様式第22の15（第34条の4関係）

第1回 誰が誰を殺したか? (1)									
事件発生時刻: 1985年1月1日午後3時									
事件発生場所: 東京・渋谷区の高級アパート									
犯人	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
被害者	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
目撃者	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
証拠	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
犯人	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
被害者	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
目撃者	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢
証拠	事件	死因	性別	年齢	職業	事件発生時刻	死因	性別	年齢

様式第22の16（第34条の4関係）

様式第22の17（第34条の4関係）

様式第22の18（第34条の4関係）

年	月	日	気温(度)	風向	風速(m/s)
2010	10	1	25	北	0
2010	10	2	26	北	0
2010	10	3	27	北	0
2010	10	4	28	北	0
2010	10	5	29	北	0
2010	10	6	30	北	0
2010	10	7	31	北	0
2010	11	1	1	北	0
2010	11	2	2	北	0
2010	11	3	3	北	0
2010	11	4	4	北	0
2010	11	5	5	北	0
2010	11	6	6	北	0
2010	11	7	7	北	0
2010	11	8	8	北	0
2010	11	9	9	北	0
2010	11	10	10	北	0
2010	11	11	11	北	0
2010	11	12	12	北	0
2010	11	13	13	北	0
2010	11	14	14	北	0
2010	11	15	15	北	0
2010	11	16	16	北	0
2010	11	17	17	北	0
2010	11	18	18	北	0
2010	11	19	19	北	0
2010	11	20	20	北	0
2010	11	21	21	北	0
2010	11	22	22	北	0
2010	11	23	23	北	0
2010	11	24	24	北	0
2010	11	25	25	北	0
2010	11	26	26	北	0
2010	11	27	27	北	0
2010	11	28	28	北	0
2010	11	29	29	北	0
2010	11	30	30	北	0
2010	11	31	31	北	0
2010	12	1	1	北	0
2010	12	2	2	北	0
2010	12	3	3	北	0
2010	12	4	4	北	0
2010	12	5	5	北	0
2010	12	6	6	北	0
2010	12	7	7	北	0
2010	12	8	8	北	0
2010	12	9	9	北	0
2010	12	10	10	北	0
2010	12	11	11	北	0
2010	12	12	12	北	0
2010	12	13	13	北	0
2010	12	14	14	北	0
2010	12	15	15	北	0
2010	12	16	16	北	0
2010	12	17	17	北	0
2010	12	18	18	北	0
2010	12	19	19	北	0
2010	12	20	20	北	0
2010	12	21	21	北	0
2010	12	22	22	北	0
2010	12	23	23	北	0
2010	12	24	24	北	0
2010	12	25	25	北	0
2010	12	26	26	北	0
2010	12	27	27	北	0
2010	12	28	28	北	0
2010	12	29	29	北	0
2010	12	30	30	北	0
2010	12	31	31	北	0

模式第22（原凶爻遇伏）：「甲戌初九，吉。丙午九二，凶。戊辰九三，吉。庚午九四，吉。壬午九五，吉。壬午九六，吉。」

石油(石油ガス)儲蓄状況等記出書

備考 1 用紙の大きさは、日本象徴規格A4とする。
2 駐車場施設費により算入する場合は、駐車料金が本算内に位置する
ことを確認した時点から入浴までの位置、年月日及び時刻を美眉
施設により連続して記録したものに、施設が番号又は記名したもの
の法規29条に規定する看板とともに保存すること。

第3表		年月石炭ガス備蓄状況			単位：ト
実測日	年月日	プロ	バ	ン	
石炭ガス保有量					
平均石炭ガス保有量					
その他					
実測日	年月日	プロ	バ	ン	単位：ト
石炭ガス保有量					
平均石炭ガス保有量					

中学生の古文解説集

その他の

国語

- 用法のときは、日本樂劇場A4とする。
- 「石炭ガス」の賣はるの、石油資源課の(外國の政府監督した)供給業者が、日本国内の、その他の日本の(国外に對して)石炭ガスを輸入する権利をもつること。日本では、昭和2年(1927)、石油資源課が、外國の政府監督した供給業者と、(日本に輸入する)石炭ガスの貿易契約を結んで、石炭ガスをもたらす(うち)のうのをなしているものと見る。以前は、(かの)倉庫に、(ある)荷物である石炭ガスがある場合には、そのを引いだること。
- 「かの」の場合は、(ある)荷物である石炭ガスがある場合には、そのを取ること。

備考 1 用紙の大きさは、日本美術見本A4とする。
 2 船屋航美装置により算入する場合は、該船が本邦内に位置するを確認した時点から入れ替わまでの位置、年月日及び時刻を航美装置により識別して記録したものに、船長が署名又は記名したものと並んで記入すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 勘定科目欄に粗品出荷者が所有するガソリン、ジェット燃料油、灯油、A重油、社ガソリン、社灯油、社重油及び粗重油を保管する全ての事業所についてそれれ記載すること。

第5章

9. 第二節 各車両の自己磨き不活性度

著者 1 用紙の大きさは、日本象嵌規格A4とする。
2 「タンク容量」の欄には消防用計量器を記載すること。
3 「基数」の欄には作中の中の会員会事務所に所有する全てのタンクの基数を記載すること。
4 「休」の欄には土台の休数を記載すること。
5 「耐震能力」の欄には「タンク重量」に対して、「基数」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

備考 ① 用紙の大きさは、日本農業規格A4とする。
 ② 「タンク容量」の欄には消防栓容量を記載すること。
 ③ 「基數」の欄には休日中のもの含め事業所に保有する全てのタンクの基数を記載すること。
 ④ 「休」の欄には休日の土建工事の数を記載すること。
 ⑤ 「施工能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基數」から「休」を控除した値を乗じた係数を記載すること。

第5章

計測場所		3. 一ヶ月毎の各累積熱の階層ランク一二位												単位：度		
計測場所名	事業所名	直射熱			反射熱			直接熱			間接熱			総合熱		
直射熱	(1)直射熱	(2)直射熱	(3)直射熱	(4)直射熱	(5)直射熱	(6)直射熱	(7)直射熱	(8)直射熱	(9)直射熱	(10)直射熱	(11)直射熱	(12)直射熱	(13)直射熱	(14)直射熱	(15)直射熱	(16)直射熱
反射熱	(1)反射熱	(2)反射熱	(3)反射熱	(4)反射熱	(5)反射熱	(6)反射熱	(7)反射熱	(8)反射熱	(9)反射熱	(10)反射熱	(11)反射熱	(12)反射熱	(13)反射熱	(14)反射熱	(15)反射熱	(16)反射熱
直接熱	(1)直接熱	(2)直接熱	(3)直接熱	(4)直接熱	(5)直接熱	(6)直接熱	(7)直接熱	(8)直接熱	(9)直接熱	(10)直接熱	(11)直接熱	(12)直接熱	(13)直接熱	(14)直接熱	(15)直接熱	(16)直接熱
間接熱	(1)間接熱	(2)間接熱	(3)間接熱	(4)間接熱	(5)間接熱	(6)間接熱	(7)間接熱	(8)間接熱	(9)間接熱	(10)間接熱	(11)間接熱	(12)間接熱	(13)間接熱	(14)間接熱	(15)間接熱	(16)間接熱
総合熱	(1)総合熱	(2)総合熱	(3)総合熱	(4)総合熱	(5)総合熱	(6)総合熱	(7)総合熱	(8)総合熱	(9)総合熱	(10)総合熱	(11)総合熱	(12)総合熱	(13)総合熱	(14)総合熱	(15)総合熱	(16)総合熱

参考 1 床板の大きさは、日本産業規格M4とする。

第5章

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
2 各欄には前年度 3月末時点におけるレーン数を記載すること。

第5章

備考

- 用ひるの書きは、日本書院英和大字典。
- この用ひるは、日本書院英和大字典における「能力を記述すること」。
- 事務所へ持参がいかにも上等な場合は、行うことは、用ひるに記述すること。
- 「開業」は、医師の免許を取った後、自らの名前で診療を始めること。
- 「登録」は、本人の同意を得て、出産の際の産科医や助産師の名前を記入して貰うこと。(例①～⑤項、③④項)
- 「登録料」は、本人の同意を得て、出産の際の産科医や助産師の名前を記入して貰う場合にあれば、「使用」の別に記述すること。
- 「登録料」は、個人に、可能である限り下記の手順にしたがって貰うこと。

 - ガリソンノ・シタツノ、可能である・ヨリ・シテ、ヨリ、ジエト・シタツノ・ジ。
 - (登録)ガリソン・ジタツ、税金、税額、ショットのいずれも登録料を指す→ジジ。
 - ガリソン・ジタツ、税金、税額、ショット、Aキサムのどちらも登録料を指す→白鳥ジジ。

第5章

備考 1 用紙の大きさは、日本麻薺規格A4とする。
2 各欄には前年度3月末時点における能力を記載すること。
3 「片面／両面」欄には片面の場合は「片面」、両面の場合であれば「両面」と記載すること。

様式第24（第36条関係）

様式第25（第36条関係）

模式第24《慈心善惡》（可見程度中220、第24、第14段，第61、第16段程度中，第1段程度中，由1段程度中，一經修改）

備考 ①用語の大きなは、日本産業規格A4とする。
②×印の類は、範囲しないこと。
③「承認料の登録日月及び審査番号」及び「承認料の承認人の基準
監督」の欄は、該欄の「欄に記載するままで」と記入して貰うこと。

様式第25(第26号關係) 〔甲15類卷之229・通34・合文類卷之17・合2類卷之60・一部手稿〕
石油輸入業者事実調査証明書

年 月 日										
株式会社大葉										
謹啓										
被申した事項 備考、参考										
元 旦										
(法人においては、代表者の氏名)										
任 所										
預り貰った事項 備考、参考										
大 き										
(法人においては、代表者の氏名)										
仕 所										
次のとおり、石油機器業者事務の仕事の履歴を渡さがりましたことを ます。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">謹啓 月日</td> <td style="padding: 2px;">年月日</td> <td style="padding: 2px;">年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">請書 月日付の場合は、上記は要旨 A 4 とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">備考</td> </tr> </table>		謹啓 月日	年月日	年月日	請書 月日付の場合は、上記は要旨 A 4 とする。			備考		
謹啓 月日	年月日	年月日								
請書 月日付の場合は、上記は要旨 A 4 とする。										
備考										

様式第26（第36条関係）（平成26年4月～平成26年12月・令和元年1月～令和元年6月～一部改正）
石油輸入業者登記証明書

年　月　日

石油運送大口　被　登記者の姓名
姓　名
氏の姓より、石油輸入業者登記登録を認めたことを明示することを
規定します。

登記者の氏名及び住所
登記者の登記年月日及び登 記番号
石油輸入業者の地名を本社と するものにあっては、登記者の氏 名及び住所
登記年月日

備考　1. 田舎ヶ崎大口は、正本を郵便物として送付する。
2. 登記者は、石油輸入業者の地名を本社とするをして認定された者以外
の地名を公表する。

様式第27（第36条関係）（平成26年4月～平成26年12月・令和元年1月～令和元年6月～一部改正）
石油輸入業者登記証明書

年　月　日

石油運送大口　被　登記者の姓名
姓　名
氏の姓より石油輸入業者について登記がありましたことを明示します。

登記者の氏名及び住所
登記者の登記年月日及び登 記番号
石油輸入業者の地名を本社と するものにあっては、登記者の氏 名及び住所
登記年月日

備考　1. 田舎ヶ崎大口は、日本を郵便物として送付する。
2. 登記者は、2人以上とすること。

様式第28（第36条関係）（平成26年4月～平成26年12月・令和元年1月～令和元年6月～一部改正）
石油輸入業者登記証明書

年　月　日

石油運送大口　被　登記者の姓名
姓　名
氏の姓より、石油輸入業者の事務の全部の承認がありましたことを
明示します。

登記者の登記年月日及び登 記番号
登記年月日

備考　用印の大口は、日本を郵便物として送付する。

様式第29（第39条関係）（平成26年4月～平成26年12月・令和元年1月～令和元年6月～一部改正）
石油輸入業者登記証明書

年　月　日

石油運送大口　被　登記者の姓名
姓　名
氏の姓より、石油輸入業者の事務の全部の承認がありましたことを
明示します。

登記者の登記年月日及び登 記番号
登記者の登記年月日及び登 記番号
登記者の登記年月日及び登 記番号
登記者の登記年月日及び登 記番号

備考　1. 田舎ヶ崎大口は、日本を郵便物として送付する。
2. 登記者の承認人（承認証書）の欄に、認める旨（特に認定する者
に限り記載すること）。

様式第31(石油製葉紙)	
〔郵便料金別途、郵便局印付〕今後も同様に、一括請求	
石油製葉紙業者に定期的販賣する旨	
年　月　日	
送達地番大葉　業	
取扱者の氏名	
姓　　名	
次のとおり、石油製葉紙を承認すべく相続人を認定することを宣言する。	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人の年齢	
石油製葉紙のことを承認する者、遺産を譲られた者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	
備考　1 用印を大きくさし、日本便用規格A4とす。	

様式第22(前記各類契約)(平成16年3月版)第6、第7段落の「(2)監査報告書」(第一段落)石油製品製造業者認証料
年月日
経営運営大綱に賛
起訴者の姓名
次のとおり石油製品製造者について詳細がありましたことを証明します。
證明人の名前及び住所
監査報告書の提出日
石油製品製造業者の本店を承継した新会員の住所
相談開始の年月
備考
1. 国税庁の規定は、日本業界規則A4とする。
2. 証明者は、はうとうことすること。

様式第33(第25号様式)(平成2年6月1日付規則第1号第2項の規定による)	
石油精製業者登録証	
年 月 日	
新規産業大臣 聞	
登録業者	専用番号、名称 店名 (法人については、代表者の氏名) 住所
承認業者	専用番号、名称 (法人については、代表者の氏名) 住所
内に記載の事項によって石油精製業者の事業が必ずしも承認が得られたことを証明する。	
登録業者の登録年月日	
承認業者の登録年月日	
押印	
押印 内容は大きさで、日本語登録料4とする。	

様式第34（第41条関係）（第41条関係）（第41条関係）（第41条関係）

年	月	日
被保険者大口用		
被保険者名	姓	名
（法人にあっては、代表者の氏名）		
性別	男	女
右欄の摘要の欄等に記入した旨を保険会員本部に提出する旨を書く場所に記入し、約款の上に捺印します。		
被保険者年齢		
備考	（明細欄へ引き渡し、日本郵便郵便料金として）	
（保険会員の被保険人（被保険者）の被保険者登録用紙において使用する被保険者登録用紙にて記入する事に限り記載すること。）		

様式第35（第41条関係）（第41条関係）（第41条関係）

年	月	日
被保険者大口用		
譲り受けた者	姓	名
（法人にあっては、代表者の氏名）		
性別	男	女
右欄の摘要の欄等に記入した旨を保険会員本部に提出することに同意したことと記載します。		
被保険者年齢		
備考	（明細欄へ引き渡し、日本郵便郵便料金として）	
（保険会員の被保険人（被保険者）の被保険者登録用紙において使用する被保険者登録用紙にて記入する事に限り記載すること。）		

様式第36（第41条関係）（第41条関係）（第41条関係）

年	月	日
被保険者大口用		
被保険者名	姓	名
（法人にあっては、代表者の氏名）		
性別	男	女
次のとおり、特定石綿密閉容器の事業者が被保険者を承継すべき被保険者を承認することに同意したことと記載します。		
被保険者年齢		
備考	（明細欄へ引き渡し、日本郵便郵便料金として）	
（保険会員の被保険人（被保険者）の被保険者登録用紙において使用する被保険者登録用紙にて記入する事に限り記載すること。）		

様式第37（第41条関係）（第41条関係）（第41条関係）

年	月	日
被保険者大口用		
被保険者名	姓	名
（法人にあっては、代表者の氏名）		
性別	男	女
次のとおり、特定石綿密閉容器について承認がありましたことを記載します。		
被保険者年齢		
備考	（明細欄へ引き渡し、日本郵便郵便料金として）	
（保険会員の被保険人（被保険者）の被保険者登録用紙において使用する被保険者登録用紙にて記入する事に限り記載すること。）		

様式第38（第41条関係）（平成26年4月1日施行、令和2年4月1日施行の一部改正）
特許料支拂入請求書記入欄

年 月 日

詔営業者 大口 株
代表取締役 姓名：氏名
（法人においては、代表者の氏名）
社名
代表取締役 姓名：氏名
（法人においては、代表者の氏名）
社名
内のことより本件によって特許料支拂入請求の事務の手続がござりましたことを証明いたします。
請求書の記入欄
請求書の記入欄
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。

様式第39（第41条関係）（平成26年4月1日施行、平成27年4月1日施行の一部改正）
特許料支拂入請求書記入欄

年 月 日

詔営業者 大口 株
監理者 姓名：氏名
（法人においては、監理者の氏名）
社名
内のことより本件によって特許料支拂入請求の事務の手続がござりましたことを証明いたします。
請求書の記入欄
請求書の記入欄
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。
1 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。
2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。
3 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。
4 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。

様式第40（第41条関係）（平成26年4月1日施行、令和2年4月1日施行の一部改正）
特許料支拂入請求書記入欄

年 月 日

詔営業者 大口 株
譲り渡した者 姓名：氏名
（法人においては、譲り渡した者の氏名）
社名
譲り受けた者 姓名：氏名
（法人においては、譲り受けた者の氏名）
社名
内のことより、右者が左者に譲り受けたことを証明いたしましたことを証明いたします。
請求書の記入欄
請求書の記入欄
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。

様式第41（第41条関係）（平成26年4月1日施行、令和2年4月1日施行の一部改正）
特許料支拂入請求書記入欄

年 月 日

詔営業者 大口 株
起算者の氏名：氏名
社名
内のことより、右者が左者に譲り受けたことを証明いたしましたことを証明いたします。
請求書の記入欄
請求書の記入欄
備考 1 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とします。
2 用紙の大きさは、右者が左者に譲り受けたことを証明された者以外の個人又は法人とします。

様式第42（第41条関係）（平成26年4月1日～平成27年3月31日・令和元年4月1日～令和2年3月31日）
石油ガス輸入業者登録証明書

年	月	日
販売業者大口 姓 記録者の姓名 姓： 名：		
次のとおり石油ガス輸入業者について情報を記載いたします。		
登録者の氏名及び住所		
登録者の登録年月日		
石油ガス輸入業者の地位を示す 登録の登録年月日		
登録の登録年月日		
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 直角表は、うしろに上とすること。		

様式第43（第41条関係）（平成26年4月1日～平成27年3月31日・令和元年4月1日～令和2年3月31日）
石油ガス輸入業者登録証明書

年	月	日
販売業者 大口 姓 記録者の姓名 姓： 名： (法人であるときは、代表者の姓名) 性： 名： 姓： 名： (法人であるときは、代表者の姓名) 性： 名：		
次のとおり分類によって石油ガス輸入業者の事業の区分の承認がござりましたことを記載します。		
登録者の登録年月日		
登録の登録年月日		
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。		

様式第44（第44条関係）（平成26年4月1日～平成27年3月31日・令和元年4月1日～令和2年3月31日）
石油ガス輸入業者登録証明書

年	月	日
石油ガスの運送等に関する法律第3条の規定による登録証明書 登録者登録年月日 年 月 日 手行		
販売業者 大口 姓		
石油ガスの運送等に関する法律第3条の規定による登録証明書		
登録の登録年月日		
登録の登録年月日		
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 直角表は、うしろに上とすること。		

様式第44の10（第45条の3関係）（平成26年4月1日～平成27年3月31日・令和元年4月1日～令和2年3月31日）
石油ガスの運送等に関する法律第3条の規定による登録証明書

年	月	日
石油ガスの運送等に関する法律第3条の規定による登録証明書 登録者登録年月日 年 月 日 手行		
販売業者 大口 姓		
石油ガスの運送等に関する法律第3条の規定による登録証明書		
登録の登録年月日		
登録の登録年月日		
備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 直角表は、うしろに上とすること。		

- (2) 1. 基本について、現状がどうなっているかの調査、下記をもとに。
2. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
3. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
4. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
5. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
6. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
7. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
8. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
9. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。
10. 現状調査にて、シーケンス、ルート、運送手段等、現状をもとに。

シーケンス	ルート	運送手段	現状
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10